

2022年10月1日から、安全運転管理者の業務として 「アルコール検知器を使用した」酒気帯びの有無の確認 が義務化されます。

安全運転管理者の選任・業務

- 自動車の使用者(事業主)は、乗車定員が11人以上の自動車1台以上、またはその他の自動車5台以上を使用する事業所ごとに1人選任する義務があります。
 - 安全運転管理者は運転者に対し、交通安全教育などの指導や安全な運転の確保のため必要な指示などを行います。
- ※詳しくは、道路交通法第七十四条の三等を参照ください。

道路交通法施行規則【第九条の十(五)】

運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

改正後

2022年4月1日から施行

道路交通法施行規則【第九条の十(六)】

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を**目視等で確認すること。**

道路交通法施行規則【第九条の十(七)】

前号の規定による確認の内容を記録し、及び**その記録を一年間保存すること。**

2022年10月1日から施行

道路交通法施行規則【第九条の十(六)】

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、**アルコール検知器を用いて確認を行うこと。**

※呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。

道路交通法施行規則【第九条の十(七)】

前号の規定による確認の内容を記録し、及び**その記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。**